

表 個人情報保護監査の際にチェックされるポイント

<p>個人情報域外移転に関する監査のポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要情報インフラ運営者および100万人以上の個人情報を処理する個人情報処理者が個人情報を域外に提供した場合、国家インターネット部門の安全性評価に合格しているか。</li> <li>・前年1月1日以降、累計で10万人の個人情報または1万人の機微な個人情報を域外に提供した個人情報処理者が国家インターネット部門の安全性評価に合格しているか。</li> <li>・中国内に保管されている個人情報を、外国の司法機関または法執行機関に提供したかどうか。提供した場合には中国当局の承認を受けたかどうか。</li> <li>・中国が締結または参加する国際条約および協定の中に、域外への個人情報の提供条件に関する規定がある場合には、その規定が遵守されているか。</li> <li>・国家インターネット部門の規定に従って、個人情報保護認証が専門機関によって実施されているか。または、国家インターネット部門が策定した標準契約書に従って海外の受領者と契約を締結しているか。または法律、行政法規および国家インターネット部門が定めるその他の条件を遵守しているか。</li> <li>・域外受領者が所在する国・地域の個人情報保護方針やネットワークセキュリティ環境が、送信される個人情報に与える影響を理解しているか。</li> <li>・個人情報提供の制限または禁止の対象となる団体または個人に対する、規定に違反した個人情報提供行為がないか。</li> </ul>
<p>海外の個人情報受領者の個人情報監督措置の有効性に関する監査のポイント（注）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・域外受領者の状況、特に受領者が必要な個人情報保護能力を備えているか、個人情報保護について理解・把握しているか。</li> <li>・域外受領者に個人情報保護に関する中国の法律および行政法規の要件を通知しており、保護措置を講じるよう要求しているか。</li> <li>・域外受領者に対して、個人情報保護義務の誠実な履行を促すための協定の締結や定期的な検査などを行っているか。</li> </ul>

（注）上記ポイントは例として列挙されたものであり、これら以外のポイントもチェックされる。

（出所）個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法(意見募集稿)を基にジェトロ作成